

東京都愛の手帳交付要綱 (抄)

昭和42年 3月20日

42民児精発第58号

最終改正 令和5年6月30日

5福保障施第949号

(目的)

第1条 この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」（以下「手帳」という。）を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）により都が設置した児童相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の規定により児童相談所を設置する市（特別区を含む。）として政令で定められた都内区市が設置した児童相談所（以下「児童相談所」という。）若しくは東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により都が設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。以下同じ。）と判定された者に対して交付する。

(交付の申請)

第3条 手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその親権者、後見人若しくは現に保護する者（以下「保護者」という。）は、愛の手帳交付申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）に当該知的障害者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載し、その者の写真を添えて、その者が18歳未満にあっては児童相談所を、18歳以上にあっては心障センターを判定機関とし、各判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならない。

4 申請書を受理した児童相談所長又は心障センター所長は、第4条に定めるところにより判定を行い、その結果に基づき判定書（第3号の1様式、第3号の2様式及び第3号の3様式）を作成し、これを添付して知事に進達しなければならない。

(判定基準)

第4条 児童相談所長又は心障センター所長は、次に掲げる知的障害（愛の手帳）判定基準

表に基づいて判定しなければならない。

- (1) 知的障害（愛の手帳）総合判定基準表（別表1）
- (2) 知的障害（愛の手帳）判定基準表（別表2、3又は4）

（手帳の交付等）

第5条 知事は申請書及び判定書により手帳の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」の区分1度、2度、3度、4度に該当すると認めたときは、児童相談所長又は心障センター所長を経由して手帳を交付する。

3 第1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書（第5号様式）により行うものとする。

（手帳の更新）

第8条 手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書（第2号様式）により知事に更新の申請をし、再判定を受けなければならない。

（準用規定）

第10条 第8条の規定による手帳の更新又は前条の規定による手帳の再交付については、第3条（更新については第1項中個人番号に係る規定を除き、再交付については第1項中個人番号に係る規定及び第4項の規定を除く。）、第5条及び第6条の規定を準用する。

（福祉局長への委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が定める。

別表1

知的障害（愛の手帳）総合判定基準表

区 分	判 定 内 容
1 度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2 度（重 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3 度（中 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4 度（軽 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程 度 不 明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、「程度不明」とする。
非 該 当	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備 考	被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

別表4

知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）

項 目	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。 テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能 単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能 日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要 健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要 日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身の処置能力について、右の程度別に判定すること	身の処置がほとんど不可能	身の処置が部分的に可能	身の処置がおおむね可能 身の処置が可能

東京都愛の手帳交付要綱実施細目（抄）

昭和42年3月20日

42民児精登第58号

最終改正 令和4年7月5日

4福保障施第959号

1 目的

この実施細目は、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精第58号。以下「要綱」という。）に基づき、その実施について必要な事項を定め、交付事務の円滑な処理を図ることを目的とする。

4 受付、判定機関

(2) 程度別総合判定

知的障害の判定基準は、要綱に定めるものによること。したがって、知的障害の判定は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、次の事項に留意の上、知的障害の有無、障害の程度等については、最終的に総合判定に基づいて決定すること。

ア 程度別総合判定は、要綱、「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」によること。

イ 程度別総合判定のためのプロフィールは、精神科医師、心理判定員、ソーシャルワーカーの協議により作成すること。

プロフィールの各領域の1～4の程度の判定は、別表「知的障害（愛の手帳）判定基準表」によるものとし、当該知的障害者の年齢を十分考慮し、各領域で判定された「程度」（1. 2. 3. 4. 程度不明. 非該当）のうち1つを○で囲むこと。

また、乳幼児であって判定が困難な場合は、プロフィールを省略することができるものとし、その旨を空欄に記入すること。

ウ 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6歳 就学後 ～17歳）」（要綱別表第3）の学習能力欄に基づく程度認定に当たっては、高年齢児と低年齢児に相当な格差が生じると認められるので、12歳未満児については、おおむね12歳児に達したときに到達するとみなされる能力を推定し、これをプロフィールに記入すること。

(4) 程度認定

医学的所見、心理学的所見、社会診断所見に基づき、程度別総合判定を行うに当たっては、プロフィールを参考とし、また、当該知的障害者の年齢を十分考慮に入れて行い、「愛の手帳の程度認定」欄の当該箇所を○で囲むこと。

認定は、関係者の十分な協議の上、総合的に判断して決定すること。

なお、程度不明、非該当の場合は、その理由を当該欄に明記すること。